

農業土木工事書類作成マニュアル等 改正内容一覧表

NO	分類	項目	要望事項	改正内容	備考
1	農業土木工事関係書類一覧表	A 契約関係図書類 16 現場代理人指定通知書 17-1 施工体制台帳 17-2 作業員名簿 29 現場代理人指定通知書(変更) 33-1 施工体制台帳 33-2 再下請通知書 33-4 作業員名簿 33-5 施工体系図	-	施工体制台帳について定めた「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」(平成18年3月9日付 建情第1428号)が「施工体制台帳の取扱いについて」(令和5年2月24日付 建情第1504号)の制定に伴い廃止となっている。このことに伴い、「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」で定められていた様式、「現場代理人指定通知書」、「下請負人選定通知書」、「施工体制台帳1~4」も廃止となっている。 このため、各様式について、今後は以下の対応とする。 ■現場代理人等指定通知書— 契約約款第9条により通知が必要なため、様式は定めず、作成例を様式集に提示するが、任意様式、廃止された様式での提出も可能とする。 ■下請負人選定通知書— 下請負人選定時は、一次下請負は施工体制台帳、それ以外は再下請負通知書を提出する。 様式に定めはなく、建設業法施行規則第14条の4の事項を記載していればよい。作成例(CCUSで出力される統一様式)を様式集に提示する。法令上、発注者への提出義務はないが、従来と同様の扱いとする。任意様式、廃止された様式での提出も可能とする。 ■施工体制台帳 施工体制台帳については、様式に定めはなく、建設業法施行規則第14条の2の事項を記載していればよい。作成例(CCUSで出力される統一様式)を様式集に提示する。 ■施工体系図 施工体系図については、様式に定めはなく、建設業法施行規則第14条の6の事項を記載していればよい。作成例(CCUSで出力される統一様式)を様式集に提示する。法令上、発注者へ提出義務はないが、従来と同様の扱いとする。任意様式、従来の様式での提出も可能とする。	-
2	農業土木工事関係書類作成マニュアル	2-1-1 現場代理人等指定通知書 2-1-2 現場代理人等指定通知書作成にあたっての留意事項 5-1-13 下請契約について	-	施工体制台帳について定めた「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」(平成18年3月9日付 建情第1428号)の廃止に伴う変更。	-
3		3-2-1 施工計画書	工事関係書類の減量化	現場組織表に施工体系図の添付を不要とする。	-
4		3-3-8 部分使用確認検査	工事関係書類の減量化	部分使用確認検査の実施にあたり、社内検査にて使用した資料を提示することで、新たな資料の作成は不要とすることを明記した。	-
5		3-7-1 産業廃棄物管理票(マニフェスト)	-	「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の保存年限について関係法令の改正に伴い改正した。	-
6		5-1-12 下請負の適正化について	-	「建設産業ミライ振興プランHOKKAIDO」の施策に伴う追加 施工体制台帳について定めた「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」(平成18年3月9日付 建情第1428号)の廃止に伴う変更。	-